

加算税の基礎となる税額の計算書

(国外財産又は財産債務に係る加算税の軽減・加重用)

「加重分等の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書」又は「加重分等の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書」の国外財産又は財産債務に係る軽減分・加重分の「加算税の基礎となる税額」は、この計算書によって計算してあります。
 なお、付表の八がある場合には、(A)から(D)までの各欄は、それぞれ同表の(A)欄、(D)欄、(E)欄、(F)欄の金額が移記してあります。
 また、この計算書において、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律(平成9年法律第110号)を「法」として表記しています。

令和 年分

氏名 殿

		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)
		の額	の額 ただし、付表の八がある場合には、隠蔽仮装事由以外のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額	不正当事由部分の額	正当な事由があると認められる事実のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額 (B-C)	法第6条第1項に規定する場合の国外財産又は法第6条の3第1項に規定する場合の財産債務に係る部分の額 (注1) 【軽減分】	法第6条第2項に規定する場合の国外財産又は法第6条の3第2項に規定する場合の財産債務に係る部分の額 (注2) 【加重分】	国外財産又は財産債務に係るもの以外の実事に基づいて更正決定等があったとした場合の額 (B-D-F)	(H)が適用される国外財産又は財産債務に係る事実及び国外財産又は財産債務に係るもの以外の実事のみに基づいて更正決定等があったとした場合の額 (F+G)
所得金額	総所得	①	円	円	円	円	円	円	円
所得金額	所得	②							
	所得	③							
所得金額から差し引かれる金額		④							
課税所得される額	総所得	⑤							
	所得	⑥							
	所得	⑦							
算出税額	⑤に対する税額	⑧							
	⑥に対する税額	⑨							
	⑦に対する税額	⑩							
	計	⑪							
所得税額から差し引かれる金額		⑫			円	円	円	円	
差引所得税額(⑪-⑫) (引ききれないときは0)		⑬							
災害減免額		⑭			円	円	円	円	
再差引所得税額(基準所得税額) (⑬-⑭)		⑮							
復興特別所得税額 (⑮ × 2.1%)		⑯							
所得税及び復興特別所得税の額(⑮+⑯)		⑰							
外国税額控除		⑱			円	円	円	円	
源泉徴収税額		⑲							
申告納税額 (⑰-⑱-⑲)		⑳							
予定納税額		㉑			円	円	円	円	
確定納税額	納付すべき税額	㉒							
	還付金相当額	㉓							
損失の繰戻し	還付金相当額(所得税額)	㉔							
	減少する所得税額に係る還付加算金	㉕							
増差税額 (B、D、G、HはAとの増差税額)		㉖			(B-D)円	(B-F)円	(F-G)円		
加算税の基礎となる税額		㉗				【軽減分】 1万円未満の増徴切捨て	【加重分】 1万円未満の増徴切捨て		

付表の八の五

(注1) 「法第6条第1項に規定する場合」とは、期限内に提出された国外財産調査に法第5条第1項の規定による記載がある場合をいい、「法第6条の3第1項に規定する場合」とは、期限内に提出された財産債務調査に法第6条の2第1項の規定による記載がある場合をいいます。
 (注2) 「法第6条第2項に規定する場合」とは、提出すべき国外財産調査について期限内の提出がない場合、又は提出された国外財産調査に法第5条第1項の規定による記載がない場合をいい、「法第6条の3第2項に規定する場合」とは、提出すべき財産債務調査について期限内の提出がない場合、又は提出された財産債務調査に法第6条の2第1項の規定による記載がない場合をいいます。